



鳥取県公報

平成16年11月5日(金)
第7635号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例による委員の公募 (848) (総務課) 1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (849) (障害福祉課) 1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (2件) (850・851) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (852) (長寿社会課) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (853) (〃) 3
	農業振興地域の区域の変更 (854) (経営支援課) 4
	保安林の指定の解除 (855) (森林保全課) 4
	保安林の指定予定 (7件) (856～862) (〃) 4
	保安林の指定の解除予定 (863) (〃) 8
	除雪委託業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (864) (管理課) 9
公 告	採石業務管理者試験の合格者 (治山砂防課) 16
正 誤	平成16年10月22日付鳥取県告示第776号中訂正 16
	平成16年10月29日付鳥取県告示第796号中訂正 16

告 示

鳥取県告示第848号

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例 (平成14年鳥取県条例第54号) 第4条第1項の規定による公募をするので、鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関する規則 (平成14年鳥取県規則第85号) 第2条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

公募の期間 平成16年11月23日 (火) から同月30日 (火) まで

鳥取県告示第849号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	通所介護事業所さかい幸福苑	境港市誠道町2083	デイサービス	平成16年 10月27日

鳥取県告示第850号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北条町島366 - 7	ディサービスげんき	東伯郡北条町島366 - 7	デイサービス	平成16年 11月1日

鳥取県告示第851号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市立川町六丁目 176	グループホームしかの	鳥取市鹿野町今市983 - 138	地域生活援助	平成16年 11月1日
〃	〃	グループホームれいんぼう	西伯郡南部町東町194	〃	〃

鳥取県告示第852号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条規定により、次のとおり告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
株式会社ハピネスライフケア 代表取締役 白崎朝宏	米子市久米町200	デイサービスセンター高砂	米子市彦名町2078	通所介護	平成16年 9月13日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 会長 宮脇洋一	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	訪問介護、通所介護、福祉用具貸与	平成16年 10月1日
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、福祉用具貸与	〃
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	訪問介護、福祉用具貸与	〃

鳥取県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条規定により、次のとおり告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口公一	東京都港区六本木六丁目10 - 1	株式会社コムスン西福原ケアセンター	米子市西福原1626 - 1	平成16年 9月22日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 会長 宮脇洋一	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会泊支部	東伯郡湯梨浜町大字泊1085 - 1	平成16年 10月1日
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会東郷支部	東伯郡湯梨浜町大字旭83	〃
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会羽合支部	東伯郡湯梨浜町大字長瀬584	〃

鳥取県告示第854号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、倉吉市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び中部総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域
倉吉地域	倉吉市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 平成16年倉吉市告示第147号による変更後の倉吉都市計画用途地域に係る区域及び昭和63年倉吉市告示第8号により同用途地域から除外された区域 2 平成16年鳥取県告示第6号で定めた天神川森林計画区に係る地域森林計画の倉吉市に係る林班番号20、27、30、32から35まで、42から47まで、49から51まで、54から61まで、63から66まで、68から71まで、74、82、83の2、86、87、95、112、119から122まで、126から129まで及び132の区域並びに同林班番号19、21、28、31、40、41、55、62、67、83の1、84、91、94、111、113、116、123、125及び130の各一部の区域、平成16年4月1日現在の国有林の林班番号540から542までの区域並びに平成16年4月1日現在の本谷奥ほか五官行造林地及び白金谷官行造林地の区域

鳥取県告示第855号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡大栄町大字西園字五反田西通312の12
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

鳥取県告示第856号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市河原町天神原字高鳥尾805の9、字登り尾806
- 2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、河原町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合は伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第857号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市用瀬町別府字釜谷738の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第858号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市用瀬町川中宇中山853の1、字奥山谷870の1、871の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第859号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市佐治町葛谷字中ノ谷ノ内本谷430の2、字中ノ谷ノ内シャウカ谷431の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、佐治村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第860号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市青谷町奥崎字墓ノ段169、169の2、169の3、字上家ノ空476、477、485

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、青谷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市青谷町早牛字砂子851、852

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、青谷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第861号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市青谷町澄水字長畑657の11

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、青谷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市福部町蔵見字上蔵見283の2

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、福部村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市鹿野町広木字赤刈422、423、字反り73

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第862号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町大木屋字滑谷483

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第863号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30

条の規定により告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町海士字高浜889の841
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第864号

平成16年度において県が締結する除雪委託業務（以下「委託業務」という。）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

対象業務

県が管理する施設（県が管理する国道を含む。）の除雪業務とする。

2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 受託者が除雪機械（次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械をいう。以下同じ）を自ら保有し、又はリース契約（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用して委託業務を行う場合（以下「借上除雪」という。）にあっては、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - ア いずれかの除雪機械を操作することができる職員（常勤の正社員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。
 - イ 除雪機械を県内の営業所に常に備えていること。

種 別	処 理 能 力 等
除雪トラック	除雪が可能な排土板を装備しているもので、総重量が4トンから10トンまでのもの
ドーザー	クローラー型又はホイール型のもので、総重量が6トンから20トンまでのもの
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
ロータリー除雪車	ロータリー式ホイール型のもので、出力が130馬力以上のもの
スノーローダ	ホイール型のもので、6トン級以上のもの
小型除雪機（搭乗式）	搭乗式のもので、出力が40馬力以上のもの
小型除雪機（ハンドガイド式）	ハンドガイド式のもので、出力が5馬力以上のもの
トラクタショベル	ホイール型のもの

凍結防止剤散布車

自走式又は車載式のもので、積載量が0.5立方メートル以上のもの

- (3) 受託者が県の保有する除雪機械を使用して委託業務を行う場合（以下「貸付除雪」という。）にあっては、(2)のアの要件を満たす者であること。
- (4) 3の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 除雪委託業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

(ア) 職員調書（様式第2号）

当該調書に記載してある職員が常勤の正社員であることの確認ができる書類及び除雪機械に係る運転免許証の写しを添付すること。

(イ) 除雪機械調書（様式第3号）

当該調書に記載してある除雪機械の売買契約書及び固定資産台帳の写し、除雪機械をリース契約により使用して委託業務を行う場合は、リース契約書の写し並びに自動車検査証の写しを添付すること。

(ウ) 法人にあっては入札参加資格の申請をする時の直前の営業年度に関する貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあっては入札参加資格の申請をする時の直前に作成した貸借対照表及び損益計算書

(エ) 次に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（平成16年4月1日以降に交付されたものに限る。）

a 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。）に係るもの

b 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの

(オ) 法人にあっては、商業登記簿の謄本（入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。）

(カ) 入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

(2) 提出に係る留意事項

ア 入札参加資格を得ようとする者は、(1)の書類の正本各1部のほか、様式第1号から様式第3号までの副本各3部を(5)の提出先に提出すること。

イ 提出した書類の内容に変更を生じた場合は、除雪委託業務入札参加資格審査添付書類変更届（様式第4号）及び変更箇所を修正した書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、職員調書（様式第2号）に記載した者を変更する場合は、当該者の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写しを併せて提出すること。

(3) 提出期間および時間

平成16年11月5日（金）から平成17年2月28日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び平成16年12月29日から平成17年1月3日までの日（休日を除く。）を除く。）の午前9時から午後4時まで。ただし、初回発注分の委託業務の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は、平成16年11月15日（月）までに提出すること。

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条

第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成17年2月28日（月）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部管理課建設業係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7347、7454）

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加を付与された日から平成17年3月31日（入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合にあつては、知事が当該事実を確認した日の前日）まで

様式第1号

除雪委託業務入札参加資格審査申請書

受付番号	
------	--

鳥取県知事 様

平成16年度において鳥取県が締結する委託業務の契約に係る指名競争入札に参加したいので、次のとおり申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

申請者 (主たる 営業所)	(フリガナ) 所在地 (本社)	〒 ー 電話番号 ー ー ファクシミリ ー ー 都・道・府・県
	(フリガナ) 商号又は名称	
	(フリガナ) 代表者名	役職名 氏名 印
	(フリガナ) 担当者名	氏名

(その他 営業所)	(フリガナ) 所在地 (支店又は営業所)	〒 ー 電話番号 ー ー ファクシミリ ー ー 都・道・府・県
--------------	----------------------------	---------------------------------------

入札参加希望業務区分

業務区分	希望欄
借上除雪	
貸与除雪	

(注) 「希望欄」の欄については、借上除雪のみを希望する者は「借上除雪」の「希望欄」のみに○印を、貸与除雪のみを希望する者は「貸与除雪」の「希望欄」のみに○印を、両方を希望する者は両方の欄に○印を、記載すること。

除雪可能市町村

除雪可能(希望)市町村	(市・町・村)	(市・町・村)	(市・町・村)
-------------	---------	---------	---------

様式第3号

除 雪 機 械 調 査 書

番号	機 械 名	規 格	機械所在地名 (市町村名)	備 考
			(市・町・村)	
	台			

注意事項

- 1 リース契約により使用する機械の場合は、「備考」の欄に「リース」と記載すること。
- 2 記載内容変更（内容変更、登録及び削除等）の場合には、備考欄に記載すること。

(様式第4号)

年 月 日

平成 16 年度
除雪委託業務入札参加資格審査用付属書類変更届

鳥取県知事

様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名



書 類 作 成
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

 公 告

平成16年10月8日に実施した第33回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

受験番号 6 14

 正 誤

平成16年10月22日付鳥取県告示第776号（遊漁規則の変更の認可について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

欄 左欄

行 8から16まで

誤

やまめ（さくら ますを含む。）、 いわな、あまご （さつきますを 含む。）、及びに じます	さお釣り 及び手釣 り	年間	5,150円
		1日限 り	3,150円

正

やまめ（さくら ますを含む。）、 いわな、あまご （さつきますを 含む。）、及びに じます	さお釣り 及び手釣 り	年間	5,250円
		1日限 り	3,150円

平成16年10月29日付鳥取県告示第796号（建築基準法による道路の位置の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 下から9

誤 森本信幸

正 森木信幸